

答申第 86 号
平成 20 年 7 月 17 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会
会長 山下 淳

利用及び提供の制限等の例外について（答申）

平成 20 年 6 月 10 日付け諮問第 24 号で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、利用及び提供の制限の例外並びにオンライン結合による提供の制限の例外について適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

1 個人情報取扱事務の概要

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 6 条は、同条各号の欠格事由に該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができないと定めています。また、認定法第 29 条は、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）は、公益社団法人又は公益財団法人が認定法第 6 条各号（第 2 号を除く。）の欠格事由に該当するときは、その公益認定を取り消さなければならないと定めています（以上の業務を「公益認定等業務」という。）

この欠格事由のうち認定法第 6 条第 1 号イから同号ニに係るものは、公益認定を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人（以下「申請法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）が公益認定を取り消された他の公益法人の理事であった場合、認定法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等に違反して罰金刑を受け、刑の執行が終わってから 5 年を経過しない場合等であって、いずれも役員等の個人情報を収集した上で判断しなければならないものです。

2 公益認定等総合情報システムの概要

内閣府は、公益認定等業務の判断に国、都道府県間で差異が生じることを避けるため、公益認定等業務に係る情報を一元的に管理し、各行政庁間で情報共有することができる公益認定等総合情報システム（以下「本件システム」という。）を構築することとしています。

各行政庁は、特定の役員等が認定法第6条第1号イから同号ニまでに定める欠格事由に該当することを理由として公益認定の取消しをした場合、当該認定取消法人の名称及び取消年月日、欠格事由に該当する役員等の氏名及び生年月日（ただし、どの欠格事由に該当したかの情報は除く。）等の情報を本件システムに入力します。このとき、当該認定取消法人の役員等と同じ氏名・生年月日である者が他の公益法人の役員等である場合、当該他の公益法人の所管行政庁のモニター画面に当該他の公益法人の名称、認定取消法人の名称、公益認定の取消しの日付及びその役員等の氏名等を含む警告が表示されることとなります。

3 利用・提供の制限の例外について

各行政庁において公益認定等業務を適正に行うためには、申請法人の役員等が欠格事由に該当しないこと、及び公益法人の役員等の中に欠格事由に該当する者がいるかどうかを適正に審査する必要があります。この審査に必要な役員等の個人情報を当該役員等本人又はその所属法人から収集するだけでは正確な事実を収集することが困難な場合があり、これらの個人情報を行政庁相互間で共有することが求められます。

したがって、本県が、本件システムを通じて特定の役員等が何らかの欠格事由に該当するという情報を他の行政庁に提供し、また、他の行政庁からの文書等による照会に応じてより具体的な情報を提供することには、公益認定等業務を適正に行うという公益上の必要性が認められます。

4 オンライン結合による提供の制限の例外について

上記3のとおり、本県が本件システムを通じて役員等の個人情報を他の行政庁に提供することについては公益上の必要性が認められます。また、次のとおり、本件システムにおいては、個人情報が慎重に取り扱われていることから、本人の権利利益を侵害するおそれがないものと認められます。

(1) 本件システムを通じて提供する情報は、公益認定の取消しを受けた公益法人の名称及び取消しの日付、欠格事由に該当する役員等の氏名及び生年月日、公益法人の所管行政庁の名称に限られており、欠格事由に該当する役員等を識別するのに必要な情報に限定されています。

また、欠格事由に該当する役員等の一覧を見ることや、役員等を検索することはできない設計になっています。

(2) 本件システムは、L G - W A N経路で利用することとなっているので、関係行政庁以外に情報が流出するおそれはありません。また、各行政庁の端末操作に必要なID、パスワードは限定された担当者にのみ付与されており、情報を閲覧することができる者が限定されています。

また、データセンターのサーバー室には技術的な安全管理措置が施されており、関係者以外は出入りできないようにされています。

さらに、データはすべて暗号化して送信・保管され、不正アクセス防止のため、操作ログの管理が行われています。

したがって、本件システムにおいては、個人情報の保護のために必要な措置が取られていると認められます。